

紋別市水防計画の修正について

紋別市総務部庶務課（危機対策担当）

紋別市水防計画の修正について

1 紋別市水防計画について

紋別市水防計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、紋別市内における河川等の洪水や津波、高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減するために、関係機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めるもの。

2 計画策定・変更

水防法の規定により、紋別市防災会議において水防計画の改正案等を諮ることとされている。現行の計画は平成27年度に改定し、平成28年度に修正したもの。

3 修正の方針

- ① 国土交通省作成の「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」により一部追記
- ② 国の避難勧告等のガイドライン改正に合わせた修正
- ③ 水防関係機関等の名称変更
- ④ 水防法第33条第4項に基づく、河川管理者の協力について追記

4 資料

議案第4号資料2

紋別市水防計画の修正について

5 主な修正内容について

第1章 総則

■用語の定義

- 国の避難勧告等のガイドライン改正に合わせた修正
 - ・避難判断水位の用語の定義について避難情報の名称変更（新旧P3）

第4章 予報及び警報

■指定河川洪水予報

- 国の避難勧告等のガイドライン改正に合わせた修正
 - ・洪水予報の種類、危険レベル、発表基準等について避難情報の名称変更（新旧P3）

第5章 水位等の観測、通報及び公表

- 水防計画作成の手引きに基づく追記
 - ・水位等の観測、通報及び公表における欠測時の措置について追記（新旧P7）
 - ・上記追記に伴う項目番号の変更（新旧P7）

第8章 通信連絡

■市の通信連絡

- 水防関係機関等の名称変更
 - ・市と水防関係機関との通信連絡系統について、庁舎統合による変更（新旧P8）

第10章 水防活動

■決壊・漏水等の通報及びその後の措置

- 水防関係機関等の名称変更
 - ・決壊・漏水等の通報系統について、庁舎統合による変更（新旧P10）

紋別市水防計画の修正について

5 主な修正内容について

第12章 協力及び応援

■ 河川管理者の協力

- 水防法第33条第4項に基づく、河川管理者の協力について追記
 - ・ 北海道開発局長並びに北海道知事の水防活動の協力について追記 **(新旧P11)**
 - ・ 上記追記に伴う節番号の変更 **(新旧P11)**